

改正

平成6年3月30日規則第4号
平成7年9月29日規則第28号
平成8年9月27日規則第24号
平成9年6月12日規則第22号
平成9年12月26日規則第31号
平成10年7月3日規則第23号
平成10年9月22日規則第27号
平成11年10月1日規則第28号
平成13年6月29日規則第14号
平成14年9月30日規則第38号
平成17年7月26日規則第22号
平成18年9月29日規則第41号
平成18年12月22日規則第48号
平成19年3月30日規則第34号
平成23年3月28日規則第11号
平成24年9月3日規則第47号
平成28年6月30日規則第26号

清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年清瀬市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第5条に規定する乳幼児に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらず入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第4条の医療証の交付申請)

第5条 条例第4条の規定による申請は、医療証交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 乳幼児を養育していることを明らかにすることができる書類
- (3) 対象者及び扶養義務者等の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号

の書類の添付を省略することができる。

- 3 市長は、条例第4条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

(医療証の有効期限)

第6条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(助成の期間)

第6条の2 助成の期間の始期は、当該各号に定める日とする。

- (1) 乳幼児の転入により、条例第3条に規定する資格要件に該当した者が該当日から起算して1月以内に第5条の申請を行った場合は、対象者に該当した日
- (2) 乳幼児の出生により、条例第3条に規定する資格要件に該当した者が該当日から起算して3月以内に第5条の申請を行った場合は、対象者に該当した日
- (3) 申請月の途中で受給資格を有するに至った者は、受給資格を有するに至った日
- (4) 前3号のほか、市長が特別な事由があると認めた場合は、市長が定めた日

2 助成期間の終期は、当該各号に定める日とする。

- (1) 乳幼児が他の区市町村への転出により受給資格を喪失する場合は、転出日の前日
- (2) 乳幼児を養育している者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を開始された場合は、保護開始の前日
- (3) 乳幼児が国民健康保険法による被保険者若しくは組合員又は社会保険各法による被扶養者の資格を喪失した場合は、資格喪失の前日
- (4) 乳幼児を第4条に規定する施設への入所措置した場合は、入所措置日の前日
- (5) 申請月の途中で資格要件に該当しなくなった者は、受給資格を喪失した日

(医療証の返還)

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第8条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第6条の助成の方法の特例)

第9条 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により乳幼児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし清瀬市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りではない。

(条例第8条の届出)

第10条 条例第8条第1項に規定する規則で定める届出は、申請事項変更(消滅)届に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、現況届及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第2項ただし書の適用については、条例同条同項に規定する現況届の提出義務者にあらかじめ同意を得て、第5条第1項各号に掲げる書類の提出に換えて市長が

必要な項目を住民基本台帳その他公簿等により確認できる場合は、現況届の提出を必要としない。

4 条例第8条第3項の規定による届出は、第三者行為による傷病届に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 養育する乳幼児の個人情報の開示及び提供についての同意書

(2) 条例第8条第3項の第三者から損害賠償の支払についての確約書。ただし、当該第三者の氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、この限りでない。

(受給資格消滅の通知)

第11条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、医療費助成受給資格消滅通知書により、当該対象者であつたものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りではない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第12条 条例第10条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、乳幼児医療費助成制度に係る債権譲渡についての書面を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書により行なうものとする。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、申請する者の了承を得て、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(様式)

第14条 この規則の施行について、必要な書類及び帳簿等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日規則第4号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年9月29日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による第5条の改正規定中「147万6千円」を「148万6千円」に改める部分については、平成7年10月以降の所得の額の計算方法について適用し、平成7年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

3 この規則の施行日の前日において、現に清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年清瀬市条例第13号。以下「条例」という。)第3条第1項に規定する対象者と決定されていた者(この規則の施行日以降、条例第3条第2項の規定により、受給資格が消滅した者を除く。)に関する条例第4条第1項に規定する規則で定める額の適用については、この規則の施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日までの間は、同規定中「327万8千円」とあるのは「363万円」とする。

附 則 (平成8年9月27日規則第24号)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

2 平成8年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月12日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年12月26日規則第31号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月3日規則第23号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月22日規則第27号)

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

- 2 平成10年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
附 則（平成11年10月1日規則第28号）
この規則は、平成11年10月1日から施行する。
附 則（平成13年6月29日規則第14号）
この規則は、平成13年10月1日から施行する。
附 則（平成14年9月30日規則第38号）
 - 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第16条に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
附 則（平成17年7月26日規則第22号）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 平成17年9月30日までの医療費の助成を受けることができる者の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
附 則（平成18年9月29日規則第41号）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正後の規則第5条、第6条及び第7条の所得の制限の規定は、平成18年10月1日以後の療養に係る医療費の助成に適用し、平成18年9月30日以前の療養に係る医療の助成については、なお従前の例による。
附 則（平成18年12月22日規則第48号）
この規則は、平成19年1月1日から施行する。
附 則（平成19年3月30日規則第34号）
（施行期日）
 - 1 この規則中第1条は平成19年4月1日から、第2条及び附則第2項の規定は平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規則第2条による改正後の清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年10月1日以後に発生した乳幼児の医療費に適用し、平成19年10月1日前に発生した乳幼児の医療費の助成は、なお従前の例による。
附 則（平成23年3月28日規則第11号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成24年9月3日規則第47号）
この規則は、平成24年10月1日から施行する。
附 則（平成28年6月30日規則第26号）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規則の改正後の清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年7月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。